

# 花巻市行政改革大綱の策定方針

(平成18年11月10日庁議決定)

## 1 行政改革の必要性

### (1) 簡素で効率的・効果的な行政システムの確立

本市は、花巻地方の1市3町（花巻市、稗貫郡大迫町、石鳥谷町、和賀郡東和町）が合併し、平成18年1月1日に誕生しました。この合併は、行財政基盤を拡充強化し、住民サービスの維持・向上に努めることが必要であるという共通認識のもと実現したものです。「合併は最大の行政改革」とも言われますが、合併の効果を最大限に活かしていくためには、新市においても簡素で効率的・効果的な行政システムの確立に取り組む必要があります。より一層行政改革を推進しなければなりません。行政改革大綱（行革大綱）は、行政システムの改革・改善を着実に推進するための指針として策定するものです。

### (2) 地方行革を取り巻く状況

平成17年3月、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(新地方行革指針)が示されました。この指針では、計画的な行政改革の推進と説明責任の確保を図るため、新たな行革大綱を策定するとともに、行革大綱に基づき具体的な取組みを集中的に実施するため、その取組みを市民にわかりやすく明示した計画(集中改革プラン)を策定し、公表することを全ての地方公共団体に求める内容となっています。

新地方行革指針の策定後、平成18年5月には、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(行革推進法)及び「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(公共サービス改革法)が成立・施行され、地方行革の新たな課題が明らかにされるとともに、行革の更なる推進のための新たな手法が制度化されました。

さらに、行改推進法及び公共サービス改革法を踏まえるとともに、7月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(骨太方針2006)を受けて、8月には総務省から「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(地方行革新指針)が示されました。この指針は、新地方行革指針の追補版に位置づけられるもので、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3分野を対象に一層の行革努力を促す内容となっています。

## 2 行革大綱策定の基本的考え方

### (1) 行革大綱の策定期期

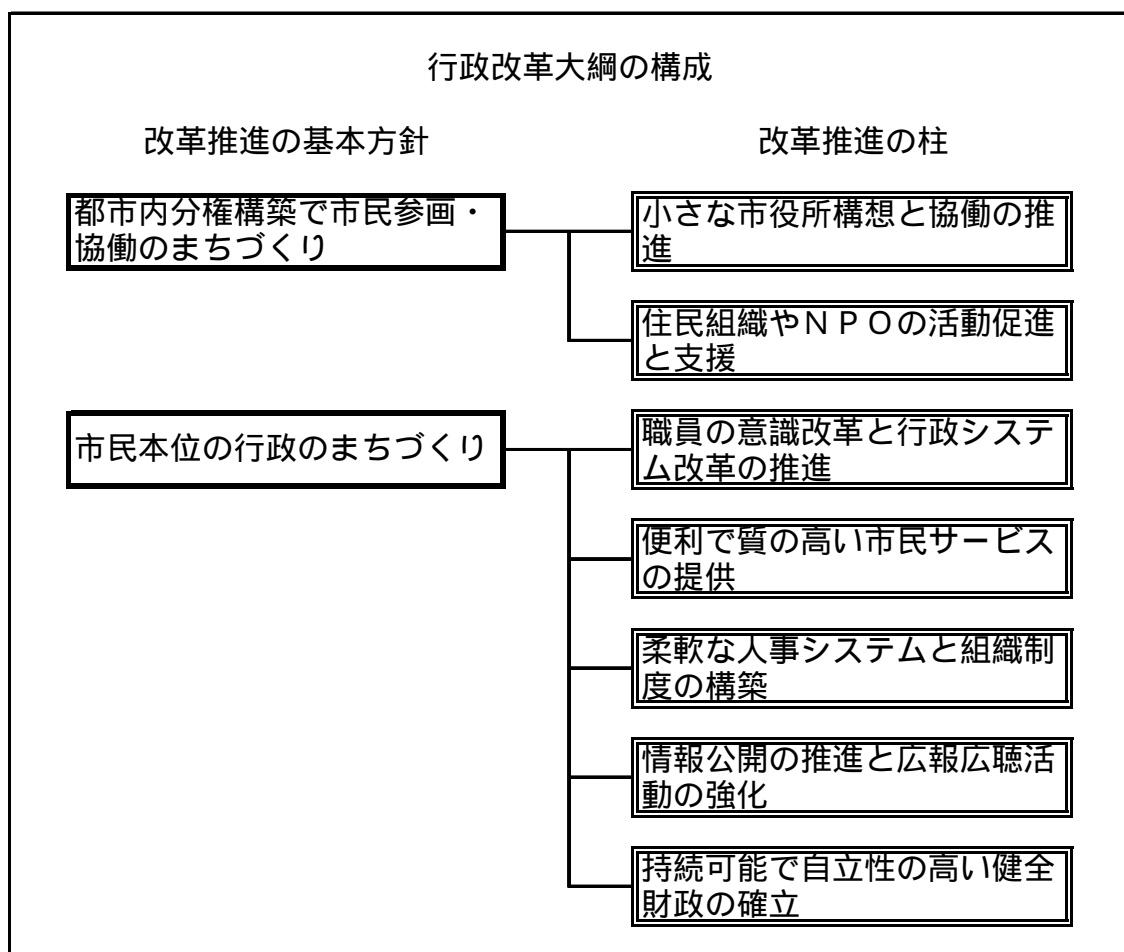
行革大綱は、総合計画と一体的に推進するものとし、総合計画との調整を図りながら、平成19年3月に策定し、公表することとします。

### (2) 行革大綱の計画期間

行革大綱の計画期間は、新たな総合計画の期間と同じく、平成19年度から平成27年度までの9年間とします。

### (3) 行革大綱の構成

行革大綱は、総合計画の政策体系に沿った構成とします。総合計画に掲げる6つの政策のうち、「都市内分権構築で市民参画・協働のまちづくり」と「市民本位の行政のまちづくり」の2つの政策を行革大綱における『改革推進の基本方針』に、2つの政策を支える7つの施策を『改革推進の柱』に位置づけます。



#### (4) 集中改革プラン

集中改革プランは、総合計画実施計画に掲げる事務事業の中から行政改革を着実に推進するための具体的な取組事項で構成します。

集中改革プランの計画期間は、総合計画実施計画と同じく3年間とし、経済社会情勢の動向等を勘案しながら総合計画実施計画と同様、毎年度見直しを行います。

集中改革プランは、市長マニフェストを実現するための取組みのほか、新地方行革指針に基づき、国が全ての地方公共団体に対して集中改革プランに掲げて取り組むことを要請している事項も網羅した計画とします。

新地方行革指針に基づき集中改革プランに掲げて取り組むべき事項  
事務・事業の再編・整理、廃止・統合  
民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む。）  
定員管理の適正化  
手当の総点検をはじめとする給与の適正化（給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等）  
第三セクターの見直し  
経費節減等の財政効果

### 3 行政改革大綱の策定及び推進の体制

行政改革大綱の策定に当たっては、庁内組織として、市長を本部長、副市長（助役）を副本部長とする「花巻市行政改革推進本部」を設置するとともに、民間有識者20人で構成する「花巻市総合計画審議会」において意見・提言をいただきながら内容を検討してまいります。

なお、行革大綱策定後の進行管理は、総合計画の進行管理と一体で行うこととし、行革推進本部及び総合計画審議会において引き続き行うものとします。